

地方公共団体の財政の健全化に関する法律が施行されました

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」とは？

町の家計を一定の基準に照らし、問題がないかを判断する比率（健全化判断比率）の公表の制度を設け、国で定めた基準を超えると、「イエローカード」や「レッドカード」が出されるといったものです。

今までの法律では、いきなりレッドカードが出されましたが、新しい法律では、レッドカードの前にイエローカードを出し、早めに対処できるようにしたものです。

「イエローカード」が出されるとどうなるの？

「イエローカード」は、家計が危ない状態（早期健全化団体）と判断され、悪化した原因を分析し、改善計画（「財政健全化計画」という。）を作り、自主的な改善努力により財政の健全化を図らなければなりません。

「レッドカード」が出されるとどうなるの？

「レッドカード」は、家計がどうにもならない状態（財政再生団体）と判断され、家計を立て直す計画（財政再生計画）を作り、国等の関与による確実な再生を図らなければなりません。なお、町の家計が立ち直るまでは、何を行うにも国にお伺いをしなければならず、町独自では何もできなくなります。

「健全化判断比率」とは？

健全化判断比率は、「実質赤字比率」、「連結実質赤字比率」、「実質公債費比率」、「将来負担比率」の4つあります。

このほかに、公共下水道、個別排水処理、簡易水道などの公営企業の経営状況を判断する比率として「資金不足比率」があります。

これらの比率は、毎年、監査委員が審査した後、議会に報告し住民に公表します。

なお、比率の公表は、平成19年度の決算から行われ、比率に基づく計画の策定義務などは、平成20年度の決算から行われます。

「実質赤字比率」とは？

「福祉、教育、まちづくり等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化

し、財政運営の深刻度を示すもの」で、「一般会計等（浦幌町の場合、一般会計、町有林野特別会計、模範牧場特別会計及び浦幌町立診療所特別会計の合計になります。）を対象とした実質赤字額」の「浦幌町の標準的な財政規模」に対する比率をいいます。《イエローカード11.25～15%（市町村の規模により異なります）、レッドカード20%》

「連結実質赤字比率」とは？

「全ての会計の赤字や黒字を合算し、地方公共団体としての赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての運営の深刻度を示すもの」で、「全会計を対象とした実質赤字額」の「浦幌町の標準的な財政規模」に対する比率をいいます。《イエローカード16.25～20%（市町村の規模により異なります）、レッドカード30%（経過措置が設けられ平成21年度までは40%、平成22年度は35%）》

「実質公債費比率」とは？

「借入金の返済額及びこれに準ずる額の大きさを指標化し、資金繰りの危険度を示すもの」で、「一般会計等が負担する借金返済額や借金返済に準ずる額」の「浦幌町の標準的な財政規模」に対する比率（3か年平均）をいいます。《イエローカード25%、レッドカード35%》

「将来負担比率」とは？

「地方公共団体の一般会計等の借入金や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高の程度を指標化し、将来、財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示すもの」で、「一般会計等が将来負担すべき実質的な負債」の「浦幌町の標準的な財政規模」に対する比率をいいます。《イエローカード350%、レッドカード対象外》

「資金不足比率」とは？

「公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状況の深刻度を示すもの」で、「公営企業会計（浦幌町の場合、公共下水道特別会計、個別排水処理特別会計及び簡易水道特別会計になります。）の赤字額」の「事業の規模」に対する比率をいいます。

資金不足比率は、会計ごとに比率を算出します。《イエローカード20%、レッドカード対象外》